

建築職の実務



高 質 な 田 舎
AKITAVISION



◆建築職の配属先について

建築職は、建築に関する分野の業務に従事します。

主な配属先は、建設部の建築住宅課、営繕課、都市計画課、技術管理課、出納局の財産活用課、各地域振興局建設部建築課、教育庁総務課施設整備室です。



◆建築職の主な業務内容

建築職の業務内容は、県有施設の設計・工事監督といった営繕業務、各種法令の審査・指導の建築・住宅行政で、大きく次の5つに分類できます。

1 営繕業務

県が所有する施設の建築・修繕工事の計画・監督

2 建築指導業務

建築基準法などの建築物に関する法令等の審査・指導

3 公営住宅整備・管理業務

県営住宅の整備・管理、市町村営住宅の整備・管理の指導

4 市街地整備指導業務

再開発事業などの市街地整備（まちづくり）に関する指導・推進

5 住宅政策業務

長期優良住宅制度など住宅政策に関する指導・推進

県の施設を建築・修繕する

営繕の実務

営繕は、県の施設(建築物)の建設に携わる非常に重要な仕事です。

建築物は、建設された後、長期間にわたり使用されるため、機能的で、使いやすく、汎用的な施設をつくらなければなりません。

営繕業務には計画・設計に関する業務と工事に関する業務があります。



例えば・・・

計画・設計

本庁の営繕課に配属された場合を想定して、実務の大まかな流れをご紹介します。

①担当課との打ち合わせ

自分が担当する施設の担当課との打合せなどを行い、事業の目的や施設の利用計画などを把握します。計画の内容から施設の建設に要する概算額を算出し、担当課に提出します。担当課にて予算要求を行い、県議会に提案されます。

②設計事務所との打ち合わせ

事業スケジュール・予算が県議会承認されると、施設の設計を設計事務所に委託します。設計事務所から提案される内容が施設に求められる機能を有しているか、また、関係法令上、問題がないかなど確認します。

③設計予算書の作成

工事を発注するための設計予算書を作成します。設計予算書は、入札の予定価格を決定する重要な書類です。設計予算書が完成したら、担当課へ提出し、工事を発注します。

工事

各地域振興局建設部の建築課に配属された場合を想定して、実務の大まかな流れをご紹介します。

工事監督

県の施設の建築工事における監督業務を行います。施工者が提案する施工方法を検討したり、適切に施工されているかの確認をしたり、現場状況に合わせて設計の内容の変更を行います。

営繕の特徴ややりがい

◆施設の建設に関わり、モノづくりの実感がある

建築物の安全性を確認し 県民の暮らしを守る 建築指導業務の 実務

建築指導業務は、建築基準法等の建築物に関する法令等に基づき審査・指導を行い、建築物の安全性を確認することで県民の暮らしを守る非常に重要な仕事です。

建築指導業務には建築計画の審査、工事完了後の検査、完成後の建築物の安全性の確認等に関する業務があります。



例えば・・・

建築基準法等

各地域振興局建設部の建築課に配属された場合を想定して、実務の大まかな流れをご紹介します。

①建築計画の審査

建築主から建築物の工事を行う前に提出される建築計画について、建築基準法等の建築物に関する法令に基づき審査します。審査において建築計画に不備がある場合は、基準に適合するように図面の補正等を求めます。

建築計画が基準に適合していると判断した場合は、建築主に対して建築確認済証を交付します。

②工事完了後の検査

建築物の工事が完了した場合は、完成した建築物が建築物に関する法令の基準に適合しているか現地で確認を行います。

完成した建築物が基準に適合していると判断した場合は、建築主に対して検査済証を交付します。

③完成後の建築物の安全性の確認

大規模で不特定多数の方が利用する施設については、工事完成後も定期的に報告を求めます。提出された報告書により建築物の安全性について確認を行います。

その他

その他建築物に関する法令に関する事務

建築基準法の事務以外に建築物のエネルギー消費性能について確認する「建築物省エネルギー法の事務」、建築物を解体する場合の分別解体や再資源化を確認する「建設リサイクル法の事務」建築物を設計する建築士を指導する「建築士法の事務」等があります。

建築指導業務の特徴ややりがい

- ◆ 建築計画の審査等をとおして、県民の暮らしを守っている実感がある
- ◆ 建築物に関係する様々な法律を取り扱うことで、建築に関する知識を深めることができる

住まいのセーフティーネット

公営住宅整備・ 管理業務の実務

公営住宅は、自力で住まいを確保することが困難な方のために、県又は市町村が国の補助を受けて建設し賃貸するもので、住まいのセーフティーネットとして重要な役割をもっています。

公営住宅の整備・管理の業務には、新たに住宅を建設したり、修繕を行う業務や、住宅の入居者募集や家賃管理に関する業務があります。

また、県は市町村が行う公営住宅の整備・管理に関し指導助言を行います。



例えば・・・

制度・計画

本庁の建築住宅課に配属された場合を想定して、実務の大まかな流れをご紹介します。

制度の制定

公営住宅は公営住宅法に基づいたものであり、住まいにお困りで一定の所得以下の方でなければ入居することができないなどのルールがあります。そのため、条例や要綱といったルールづくりを行い、適切に管理します。

計画の策定

新たな公営住宅の整備計画を策定したり、既存の公営住宅を適切に維持管理するための計画を策定し、今後の方針を決定します。

市町村の公営住宅

市町村の公営住宅に関する整備計画や国の補助に関することについて、必要^な指導・助言を行います。

現場対応

各地域振興局建設部の建築課に配属された場合を想定して、実務の大まかな流れをご紹介します。

入退去の対応

空家となった住宅の入居募集や退去する際の立会い確認などを行います。アパートを賃貸する大家さんといったイメージです。

修繕工事の実施

修繕工事の設計予算書を作成したり、工事の監督業務を行います。

公営住宅整備・管理業務の特長ややりがい

- ◆ 住宅の建設などに係わる仕事であり、モノづくりの一端を担う役割がある
- ◆ 住まいにお困りの方を支える役割として、なくてはならないものであり、やりがいがある

まちづくりを支援する

市街地整備指導業務の実務

市街地整備指導業務は、市町村におけるまちづくりを支援し、地域の魅力の向上や課題の解決を図る仕事です。

まちづくりには、地域の伝統的な街なみを活かした統一的な景観とすることにより、新たな観光・交流の拠点づくりを目的とするものや、空きビルや空き地の増加により街のにぎわいが失われた地域において、商業施設や公共施設、住宅など地域に必要とされる施設の整備により、街を再生し、街の魅力や活力の向上を目的とするもの、などがあります。

地域の課題の解決や目的の達成に向けて、様々な補助事業の選択・活用により、まちづくりが円滑に進むよう、市町村を支援します。

例えば・・・

計画支援

本庁の建築住宅課に配属された場合を想定して、実務の大まかな流れをご紹介します。

市町村との打ち合わせ

県内市町村のまちづくり担当課からの相談を受けて、地域の課題や目的、新たに整備したい施設の計画などを把握します。まちづくりに対する国の各補助制度の特長や事業による効果をもとに、地域の課題や目的に応じて、活用可能な事業を市町村とともに検討します。

事業計画の作成支援

市町村では、まちづくりの目的に最も適した事業を選び、事業スケジュール・予算を検討し、事業計画を作成します。作成された事業計画について、事業の目的が適切なものであるかや必要とされる条件に適合するかを確認したりします。

国と市町村との連携支援

県内市町村における事業計画について、国と連携を図り、事業スケジュールに応じて各事業が活用可能となるよう支援します。また、国を通じて、他の都道府県内で実施された類似するまちづくりの事例や事業手法を集め、市町村へ紹介をしたりします。

まちづくり事業の指導

市町村においてまちづくり事業が始まると、事業計画に沿って事業が適切に進んでいるかを確認し、各補助金が適切に活用されているかを確認します。また、新たに発生した問題などがあれば、その解決に向けて市町村とともに検討します。

市街地整備指導業務の特長ややりがい

◆地域の課題が解決され、新たな拠点として街開きが行われ賑わいが生まれる様子など、街の変化を目の当たりにでき、達成感がある

住まいを考える

住宅政策業務の実務

住宅政策業務は、生活の基盤である「住」に関わる非常に重要な仕事です。

長期優良住宅認定制度や高齢者の居住の安定を確保することを目的としたサービス付き高齢者向け住宅事業などの登録・変更の審査業務、住生活の安定の確保や向上の促進に関する計画の策定などの業務があります。



例えば・・・

企画・調査

本庁の建築住宅課に配属された場合を想定して、実務の大まかな流れをご紹介します。

計画の策定・事業の立案

住生活の質の向上を図るための「住生活基本計画」や高齢者の居住の安定を確保するための「居住安定確保計画」など、住まいに関する各種計画を策定します。また、住宅に関する課題の解決や発展のための事業を企画し、実施します。

長期優良住宅認定制度

地域振興局の建築課に配属された場合を想定して、実務の大まかな流れをご紹介します。

①認定申請計画の審査

長期優良住宅は、長期に使用するための構造及び設備を有していること、居住環境等への配慮を行っていること、維持保全の期間・方法を定めていることなどの基準を満たした住宅です。申請者から提出された建築計画について、基準を満たしているか審査します。

計画が基準を満たしている場合には、申請者に対して認定証を交付するとともに、認定台帳を整備します。

②維持保全状況の調査

長期にわたり良好な状態で住宅を使用するためには、建築後、適正に維持保全されることが不可欠です。

認定を受けた長期優良住宅が計画通りに維持保全が行われ、その状況に関する記録が保全されているかの調査を行います。

住宅政策業務の特徴ややりがい

◆生活に欠くことのできない住宅に関する業務であり、県民の生活に関わっている実感がある

◆将来の職業を考えている皆さんへのメッセージ

建築職の“魅力”

- ◆ 図面に描かれ、頭の中でイメージしていた施設が実際に形になっていく過程をみることができ、モノづくりを実感することができます。
- ◆ 建築基準法等の審査業務、県有施設の工事の監督業務など建築工事に異なった立場から携わることができ、幅広く見識を深めることができます。
- ◆ 建築物の用途は多種多様であるため、視野が広がり、様々な分野の方と知り合うことができます。

etc.

建築職の“やりがい”

- ◆ 業務経験により培った知識を県の施策に活かすことができます。
- ◆ 地域に密接に関わる業務が多く、県内の建築物に広く深く関わる仕事ができ、やりがいを感じられます。
- ◆ 建築確認申請の審査において指摘した箇所が改善されると、建築物の安全性が向上したことを実感できます。

etc.

将来の職業についてお考えの皆さん、建築の職員として私たちと一緒に働きませんか？
元気な秋田をつくるために共に汗を流してくれる仲間を心からお待ちしています！



比内支援学校



大曲農業高等学校